

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 3 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイソウカンケン
 株式会社環研

住所 大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号

代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク
 代表取締役 西端 邦彦 ニシハタ クニヒコ

電話番号 072-653-2144

FAX番号 072-654-0864

メールアドレス info@kanken24.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和2年9月3日

申請者 氏名又は名称

株式会社環研

住 所

大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号

代表者 氏名

代表取締役 西端 邦彦



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名			
氏	フ リ ガ ナ	氏	フ リ ガ ナ
代表取締役	ニシバタ ・西端 邦彦		
代表取締役	モリガミ ・盛上 悅男		
取締役	スギモト ・杉本 充治		
取締役	シバハラ ・柴原 二三博		
取締役	オオスミ ・大島 吉治		
取締役	カマクラ ・鎌倉 宏之		
監査役	カワカミ ・川上 直也		
事 業 の 範 囲		給水装置工事の事業	
機械器具の名称、性能及び数		別表のとおり	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 環 研
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 566-0063 住所 大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号 電話番号 072-653-2144 F AX番号 072-654-0864 メールアドレス info@kanken24.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
小 田 記 玄	第 2 5 3 9 4 7 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2年 9月 1日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切りのこ パイプカッター 塩ビカッター ロータリバンドソー 電子セパーソー	固定式鋸弦	1 1 5 1 1	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー やすり パイプねじ切り器		1 1 1	
管の接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパナ		3 1 3	
水圧テストポンプ	手動式テスト		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 9 月 3 日

申請者

氏名又は名称

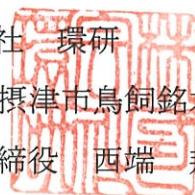
株式会社 環研

住 所

大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号

代表者 氏名

代表取締役 西端 邦彦



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府摂津市鳥飼銘木町 6 番 15 号
株式会社環研

会社法人等番号	1209-01-009222	
商 号	株式会社環研	
本 店	<u>大阪府摂津市鳥飼上三丁目 19 番 54 号</u>	
	大阪府摂津市鳥飼銘木町 6 番 15 号	平成 13 年 1 月 25 日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 61 年 9 月 13 日	
目的	1 給排水設備機器、空調設備機器、太陽熱温水器の設計施工並びに清掃維持管理 2 便槽、浄化槽、浴槽の製造販売並びに清掃維持管理 3 一般廃棄物、産業廃棄物の収集業並びに同処理業 4 水質、大気、土壤汚染、騒音等環境整備関係の調査、測定、分析業務 5 土木工事業 6 建築工事業 7 管工事業 8 塗装工事業 9 電気工事業 10 電気通信工事業 11 とび・土工工事業 12 しゅんせつ工事業 13 不動産の売買、賃貸借、交換、仲介、管理 14 和洋食店及び喫茶店の経営 15 日用品雑貨、玩具、事務用機器、家庭用電気機器の販売 16 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	640 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200 株	
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u> 平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記	

大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号
株式会社環研

	令和 1年 6月26日廃止 令和 1年 6月27日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<u>取締役</u> 小 村 豊	平成26年10月25日重任 平成26年10月27日登記 令和 1年 6月27日退任 令和 1年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 小 村 佳 子	平成26年10月25日重任 平成26年10月27日登記 令和 1年 6月27日退任 令和 1年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 杉 本 充 治	平成26年10月25日重任 平成26年10月27日登記
	<u>取締役</u> 杉 本 充 治	令和 1年 6月27日重任 令和 1年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 杉 本 充 治	令和 1年10月29日重任 令和 1年11月11日登記
	<u>取締役</u> 柴 原 二 三 博	平成28年10月26日就任 平成28年11月17日登記
	<u>取締役</u> 柴 原 二 三 博	令和 1年 6月27日重任 令和 1年 6月27日登記
	<u>取締役</u> 柴 原 二 三 博	令和 1年10月29日重任 令和 1年11月11日登記

大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号
株式会社環研

取締役	大島吉治	平成28年10月26日就任
取締役	大島吉治	平成28年11月17日登記
取締役	大島吉治	令和1年6月27日重任
取締役	大島吉治	令和1年6月27日登記
取締役	大島吉治	令和1年10月29日重任
取締役	大島吉治	令和1年11月11日登記
取締役	西端邦彦	令和1年6月27日就任
取締役	西端邦彦	令和1年6月27日登記
取締役	西端邦彦	令和1年10月29日重任
取締役	西端邦彦	令和1年11月11日登記
取締役	盛上悦男	令和1年6月27日就任
取締役	盛上悦男	令和1年6月27日登記
取締役	盛上悦男	令和1年10月29日重任
取締役	盛上悦男	令和1年11月11日登記
取締役	鎌倉宏之	令和1年6月27日就任
取締役	鎌倉宏之	令和1年6月27日登記
取締役	鎌倉宏之	令和1年10月29日重任
取締役	鎌倉宏之	令和1年11月11日登記
大阪府摂津市鳥飼本町五丁目8番30-100 2号	小村豊	平成26年10月25日重任
代表取締役	小村豊	平成26年10月27日登記
代表取締役	小村豊	令和1年6月27日退任
代表取締役	小村豊	令和1年6月27日登記
大阪市福島区玉川一丁目5番3-1001号	西端邦彦	令和1年6月27日就任
大阪市福島区玉川一丁目5番3-1001号	西端邦彦	令和1年6月27日登記
大阪市福島区玉川一丁目5番3-1001号	西端邦彦	令和1年10月29日重任
大阪市福島区玉川一丁目5番3-1001号	西端邦彦	令和1年11月11日登記

大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号
株式会社環研

	<p>大阪府堺市東区大美野163番地40 <u>代表取締役</u> 盛上 悅男</p> <p>大阪府堺市東区大美野163番地40 <u>代表取締役</u> 盛上 悅男</p>	令和 1年 6月27日就任 ----- 令和 1年 6月27日登記 ----- 令和 1年 10月29日重任 ----- 令和 1年 11月11日登記
X	<p>監査役 岸 良 勝 彦</p>	平成 26年 10月 25日重任 ----- 平成 26年 10月 27日登記 ----- 令和 1年 6月 27日退任 ----- 令和 1年 6月 27日登記
	<p>監査役 川 上 直 也</p>	令和 1年 6月 27日就任 ----- 令和 1年 6月 27日登記
	<p>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある</p>	----- 令和 1年 6月 27日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 17年 法律第 87号 第 1 36条の規定により 平成 18 年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 17年 法律第 87号 第 1 36条の規定により 平成 18 年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成 15年 10月 14日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和 2年 9月 3日
大阪法務局北大阪支局
登記官

別 府 直 樹



定 款

株式会社環研

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社環研と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 給排水設備機器、空調設備機器、太陽熱温水器の設計施工並びに清掃維持管理
- 2 便槽、浄化槽、浴槽の製造販売並びに清掃維持管理
- 3 一般廃棄物、産業廃棄物の収集業並びに同処理業
- 4 水質、大気、土壤汚染、騒音等環境整備関係の調査、測定、分析業務
- 5 土木工事業
- 6 建築工事業
- 7 管工事業
- 8 塗装工事業
- 9 電気工事業
- 10 電気通信工事業
- 11 とび・土工工事業
- 12 しゅんせつ工事業
- 13 不動産の売買、賃貸借、交換、仲介、管理
- 14 和洋食店及び喫茶店の経営
- 15 日用品雑貨、玩具、事務用機器、家庭用電気機器の販売
- 16 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府摂津市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。なお、当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当会社は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、640株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第8条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して提出しなければならない。利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める事由による場合には、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定期株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- 3 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、基準日株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第14条 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の1週間前までに、議決権行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によってその議決権行使しようとするときは、その代理人の数は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社は、取締役3名以上8名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役の選任決議は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2 代表取締役のうち1名は取締役社長とする。

3 取締役会は、その決議により、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第25条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第27条 当会社は、監査役1名以上を置く。

(監査役の選任)

第28条 監査役の選任決議は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第32条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

令和2年9月3日

原本と相違ありません

〒566-0063 摂津市鳥飼野本町6番15号

株式会社現行研

代表取締役長 西端裕彦



第二五三九四七号

給水装置事業者免状
登録

本籍 宮崎県

氏名 小田記玄

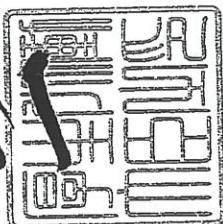
昭和三十年一月三日生

水道法(昭和二年法律第百七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免状を交付する。

平成二十一年五月二十五日

厚生労働大臣

井手





地図データ ©2020 200 m



株式会社環研

配管業者



ルート・乗換



保存



付近を検索



スマートフォンに送信



共有



〒566-0063 大阪府摂津市鳥飼銘木町 6-1 5



kanken24.jp

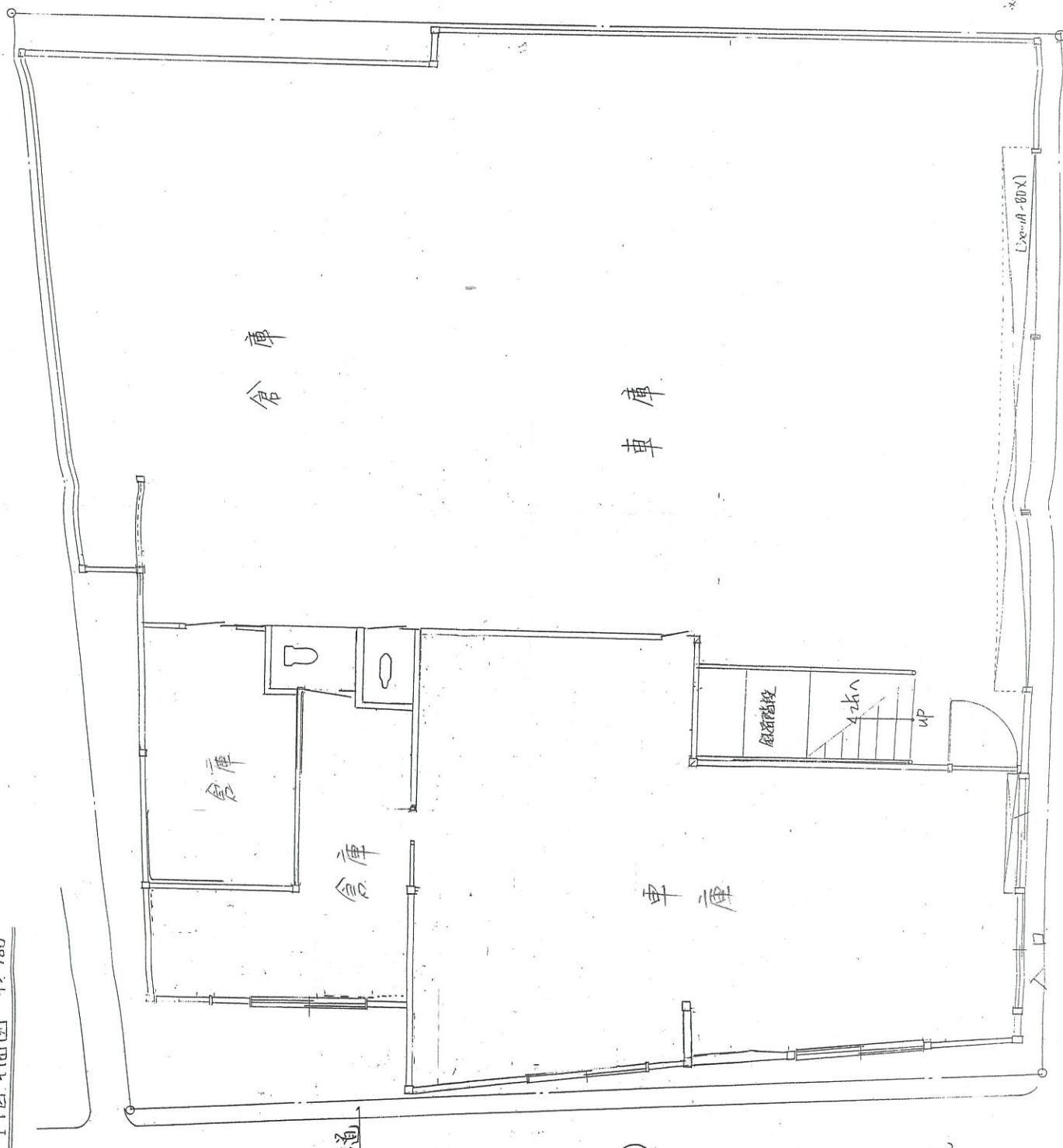


QHMV+8V 摂津市、大阪府

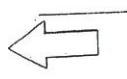


ビジネス オーナーですか？

1 階平面圖 1:60



三、K區

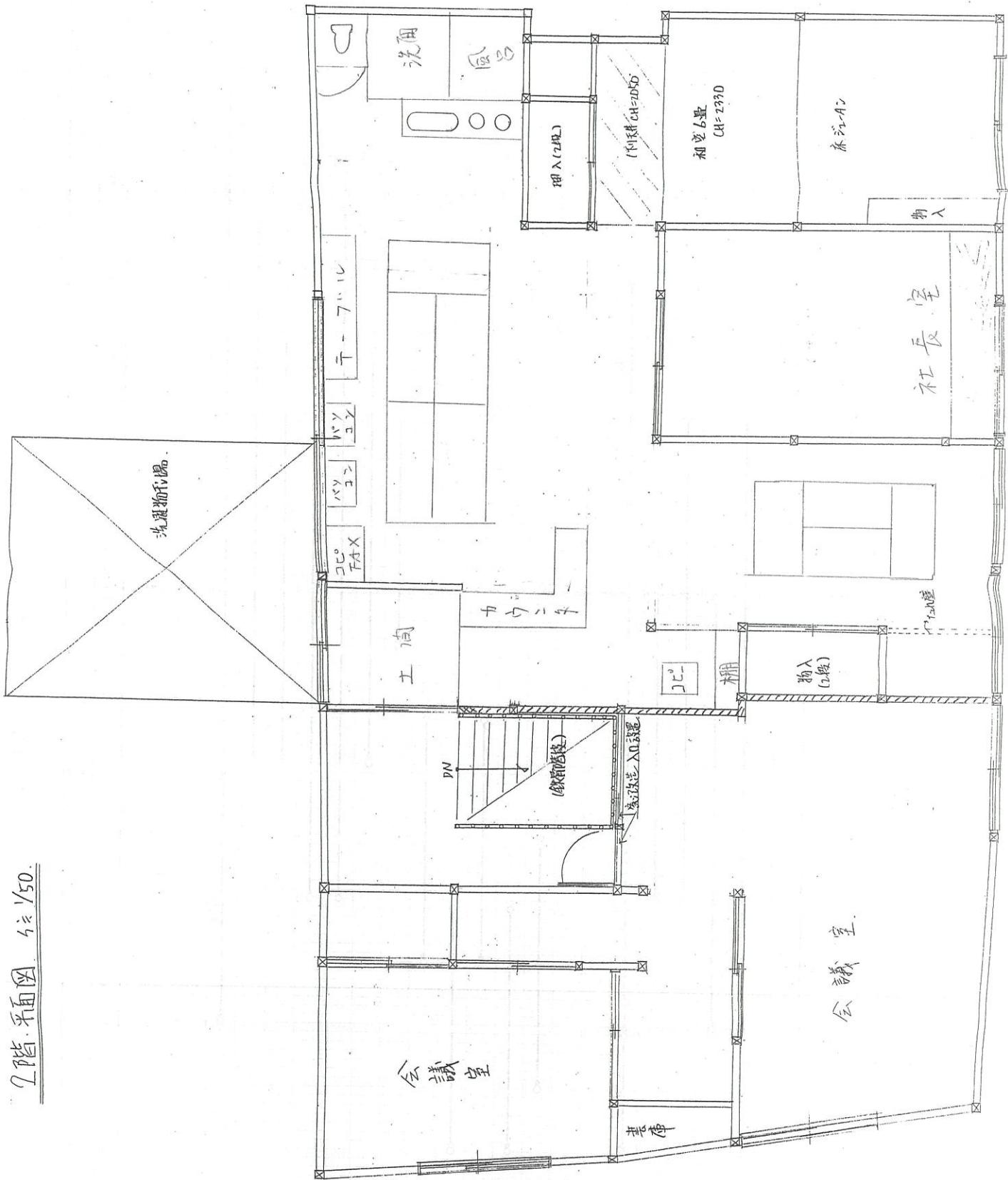


三、高層



尺寸: 130x10-80X (AL 12880)

2階平面圖 1/50.





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 3 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ カンケン
 株式会社 環研

住所 大阪府摂津市鳥飼銘木町6番15号

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク ニシバタ
 代表取締役 西端 邦彦 クニヒコ

電話番号 072-653-2144

FAX番号 072-654-0864

メールアドレス info@kanken24.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和2年9月3日

届出者

氏名又は名称 株式会社 環研
住 所 大阪府摂津市鳥飼銘木町
6番15号
代表者氏名 代表取締役 西端 邦彦 印

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解 任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 環研	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
小田 記玄	第253947号	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

第二五三九四七号

給水装置事業者免状
技術者免状

本籍 宮崎県

氏名 小田記玄

昭和三十年一月三日生

水道法(昭和二年法律第二十七号)の
規定により給水装置事業者
技術者免状を交付する。

平成二十一年五月二十五日

厚生労働大臣

小田記玄

